

令和 8～12 年度

千歳市下水処理施設維持管理業務委託

# 契 約 条 件 書

令和 7 年 11 月

千歳市水道局

## 目 次

第 1 章 総則	1
第 1 条 本書の位置づけ	1
第 2 条 業務の範囲	1
第 3 条 総括責任者	1
第 4 条 運営期間及び業務準備期間	1
第 2 章 運営準備等	2
第 5 条 施設機能の確認	2
第 6 条 事業実施計画	2
第 7 条 許認可の取得等	2
第 3 章 運転業務	2
第 8 条 流入基準	2
第 9 条 流入水の処理	3
第 10 条 流入水質が流入基準を満たさない場合	3
第 11 条 流入水量が流入基準を上回った場合	3
第 12 条 流入水の水量、水質の変化の把握	4
第 13 条 その他の運転に関する条件	4
第 14 条 引継事項	4
第 4 章 維持管理	4
第 15 条 本件施設の維持管理	4
第 16 条 更新等の必要性に関する報告	4
第 17 条 回復措置請求	5
第 5 章 環境計測、業務報告等	5
第 18 条 本件施設の環境計測	6
第 19 条 発注者による放流水の監視、立入検査	6
第 20 条 業務の報告	6
第 6 章 発注者の義務	6
第 21 条 委託費等の支払	6
第 22 条 物価の変動に基づく委託費の額の変更	7
第 7 章 損害賠償	7
第 23 条 損害賠償	7
第 24 条 責任範囲	8
第 25 条 責任限度	8
第 8 章 契約終了	8
第 26 条 期間満了による終了	8

第 27 条	発注者による契約解除	8
第 28 条	受注者による契約解除	9
第 9 章	その他	9
第 29 条	表明及び保証	9
第 30 条	発注者による委託内容の変更	10
第 31 条	不可抗力	10
第 32 条	経費の負担	11
第 33 条	契約の変更	11
第 34 条	契約上の地位の譲渡等	11
第 35 条	再委託	11
第 36 条	秘密保持	11
第 37 条	準拠法及び管轄裁判所	12
第 38 条	雑則	12
別紙 1	対象施設	13
別紙 2	業務範囲	20
別紙 3	責任範囲	21
別紙 4	放流水質基準	22
別紙 5	維持管理要求水準	23
別紙 6	事業実施計画等の提出	24
別紙 7	有資格者に関する条件	26
別紙 8	流入基準	27
別紙 9	放流水が放流水質基準を満足しない場合の対応	28
別紙 10	流入基準未達の場合の対応方法	30
別紙 11	汚泥に関する基準	31
別紙 12	運転に関する条件	32
別紙 13	引継事項	33
別紙 14	本件施設の環境計測	34
別紙 15	業務日誌、月報及び年報の記載内容	36
別紙 16	経費の負担	37
別紙 17	委託費等の計算方法	38
別紙 18	物価変動等への対応	40
別紙 19	保険	41
別紙 20	遵守すべき関連法令、条例等	42

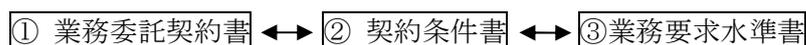


## 第1章 総則

### 第1条 本書の位置づけ

千歳市下水処理施設維持管理業務委託において、「業務委託契約書」が、契約約款の一般的な事項を記述しているのに対し、本書（契約条件書）は、主に本業務委託固有の契約条件等を記述しており、「業務委託契約書」を補完する形をとっている。

また、本業務委託においては、業務の履行におけるサービス水準等を示す「業務要求水準書」があり、本書とは補完関係にある。



このように、①と②、または②と③は補完関係にあり、一部重複する内容の記述もある。契約内容等を確認する際には、見落としのないよう、それぞれ参照する必要がある。

### 第2条 業務の範囲

- 1 発注者は、受注者に対し、本契約に基づき、別紙1に記載された対象施設（以下「本件施設」という。）の運営（以下「本件業務」という。）を委託し、受注者はこれを受注する。
- 2 受注者の業務範囲は、以下の各号に記載された業務及び別紙2に記載された業務とする。
  - (1) 本件施設の運転。ただし、別紙4に定める放流水質基準、別紙11に定める汚泥に関する基準及び別紙12に定める運転に関する条件を遵守するものとする。
  - (2) 本件施設の維持管理。ただし、別紙5に定める維持管理要求水準を遵守するものとする。
  - (3) 環境計測、業務報告等、その他の管理業務。
- 3 受注者は、本契約書で定められた範囲内において、その裁量により、人員配置、運転方法、保守点検方法、使用機材、薬品、消耗品などを決定し本件業務を行うことができる。

### 第3条 総括責任者

- 1 受注者は、業務の総括責任者を選任し、発注者に届けなければならない。
- 2 総括責任者の職務は、次のとおりとする。
  - (1) 現場の最高責任者として、従業員の指揮、監督を行うこと。
  - (2) 本契約等に定められた、業務の目的、内容を十分理解して業務にあたること。

### 第4条 運営期間及び業務準備期間

運営期間は、令和8年4月1日（以下「運営開始日」という。）0時00分より令和13年3月31日（以下「運営期間満了日」という。）24時00分までとする。また、契約締結日から運営開始日の前日までを業務準備のための期間（以下「業務準備期間」という。）とし、受注者の費用により、第2章に規定された業務開始のための準備を行うものとする。

## 第2章 運営準備等

### 第5条 施設機能の確認

- 1 受注者は、本契約締結に先立ち、施設の機能や状態が別紙5に定める維持管理要求水準を満たしていること及び本件施設の状況が施設機能報告書と一致していることを確認する。
- 2 受注者は、本契約締結以降、施設の機能や状態が別紙5に定める維持管理要求水準を満たしていないこと、また、本件施設の状況が施設機能報告書に一致していないことを主張することはできないものとする。ただし、本件施設の状況と施設機能報告書に不一致が存在すること、及び当該不一致を本契約締結前に発見することが著しく困難であったことを、受注者が証明した場合を除く。
- 3 前項ただし書きの場合、発注者は受注者と協議し、速やかに必要な処置を講じるものとする。

### 第6条 事業実施計画

- 1 受注者は、運営開始日の10日前までに本書等に記載された条件を満たし別紙6の事項を記載した事業実施計画を作成し、発注者に提出するものとする。なお、事業実施計画作成に要する費用は受注者の負担とする。
- 2 受注者は、事業実施計画に基づき本件業務を実施するものとする。発注者が、事業実施計画に基づき本件業務が行われていないおそれがあると判断した場合、発注者は受注者に説明を求めるものとする。その結果、発注者が、事業実施計画に基づき本件業務が行われていないと認めた場合、発注者は受注者に是正（事業実施計画の変更を含む）を求めることができる。
- 3 受注者が事業実施計画の変更を希望する場合、受注者は、変更の10日前までに変更理由及び変更内容を発注者に提出するものとする。

### 第7条 許認可の取得等

- 1 受注者は、法令上、別紙7に定める資格を有する者が実施すべき業務を実施する際には、それぞれ必要な資格を有する者に担当させるものとする。
- 2 受注者は、発注者から、本件業務を遂行するために必要な事務室等の使用許可を取得するものとする。
- 3 前項のほか、受注者は、本件業務の実施に必要なその他の許認可等を、その責任と費用により取得して使用する。

## 第3章 運転業務

### 第8条 流入基準

- 1 発注者は、流入水の水量及び水質が、別紙8の流入基準を満たすよう、下水道管理者として可能な限りの努力を行うものとする。

- 2 発注者は、その故意または過失によって流入基準に反する水量及び水質の流入水を流入させたことにより施設の損傷等が生じ、受注者が行う消耗品の交換等が著しく増大するなどの損害を生じたさせた場合、受注者の申し出により双方協議し、受注者に対しその費用について責任を負うものとする。

## 第 9 条 流入水の処理

- 1 受注者は、流入水を別紙 4 の放流水質基準に適合させて放流する義務を負うものとする。ただし、第 10 条第 2 項または第 11 条第 2 項に規定する受注者が責任を負わないものに該当する場合を除く。
- 2 前条の流入基準を満たしている場合、別紙 4 の放流水質契約基準または放流水質法定基準を達成できなかったときは、別紙 9 に基づき、発注者は、要求水準の未達の内容を明示した上で、受注者に対して改善計画書の提出を命じることができる。受注者は改善計画書の提出を命じられてから 10 日以内に改善計画書を発注者に提出し、速やかに発注者の確認を受けるものとする。受注者は確認を受けた改善計画書に従い本件業務を行うものとする。
- 3 前条の流入基準を満たしている場合、放流水質契約基準または放流水質法定基準が満たされなかったときは、発注者は、別紙 9 及び別紙 17 に基づき、委託費の減額、本契約の解除、損害賠償の請求及び違約金の請求をすることができる。ただし、別紙 9 の「やむを得ない事態」による場合、これに基づきサービス対価の減額、本契約の解除、損害賠償の請求または違約金の請求を行うことはできないものとする。また、受注者は、発注者に対し、「やむを得ない事態」により受注者に生じた追加費用（受注者の故意もしくは過失により生じまたは増加した費用を除く）を請求することができるものとする。

## 第 10 条 流入水質が流入基準を満たさない場合

- 1 流入水が、別紙 8 の水質に関する流入基準を満たさなかった場合、流入基準未達が別紙 10 の対応可能な悪質流入水による未達であるときは、前条の規定を準用する。ただし、受注者は発注者に対し、別紙 17 に従い追加費用を請求することができる。
- 2 流入基準未達が別紙 10 の対応可能な悪質流入水以外による未達である場合、放流水が放流水質契約基準または放流水質法定基準を満たしていないときも、受注者は責任を負わないものとする。ただし、受注者が本条第 3 項に違反した場合または受注者に故意または過失がある場合はこの限りではない。
- 3 前項の場合、受注者は、放流水質契約基準または放流水質法定基準を満たすことができるよう努めるものとし、発注者から指示がある場合はそれに従う。受注者は、発注者に対し、これにより生じた追加費用を請求することができるものとする。

## 第 11 条 流入水量が流入基準を上回った場合

- 1 流入水が、別紙 8 の水量に関する流入基準を上回った場合（さらに流入水質が流入基準を満

たさない場合も含む)、受注者は、別紙 10 に従い対応するものとする。

- 2 前項の場合においては、放流水が放流水質契約基準を満たさない場合においても、受注者は責任を負わず、これを理由に委託費は減額されないものとする。ただし、受注者が前項の対応を実施しなかった場合または受注者に故意または過失がある場合はこの限りではない。

## 第 12 条 流入水の水量、水質の変化の把握

- 1 受注者は、流入水量及び水質の監視を行い、流入水の水量または水質が別紙 8 の基準を逸脱している場合、速やかに発注者に報告するものとする。
- 2 発注者は、流入水量及び水質について、流入基準未達を生じさせる可能性の高い事実の発生を知った場合、速やかに受注者に通知するものとする。

## 第 13 条 その他の運転に関する条件

- 1 流入水の処理に伴い発生する汚泥の処理は、別紙 11 に定めるところによる。
- 2 前項の他、運転に関する条件は、別紙 12 に定めるところによる。
- 3 前 2 項の条件を満たしていない場合、第 9 条の第 2 項及び第 3 項を準用する。

## 第 14 条 引継事項

- 1 受注者は、業務開始後速やかに当該施設特有の運転方法や留意事項等を記載した引継事項（本契約の終了または解除後に本件施設を運転する者に必要となる事項として、別紙 13 の内容を含むものとする。以下「引継事項」という。）を作成し、本契約が終了するまで、本件施設に備えおくものとする。受注者は、引継事項を作成したときは、速やかに発注者に通知するものとする。
- 2 発注者は、いつでも、本件施設において引継事項を閲覧し、また、受注者に対し引継事項の内容の説明を求めることができる。
- 3 受注者は、必要に応じて、引継事項の内容を変更するものとする。受注者は、引継事項の内容を変更したときは、発注者に対し、速やかに引継事項を変更した旨通知するものとする。

## 第 4 章 維持管理

### 第 15 条 本件施設の維持管理

受注者は、以下に記載された本件施設の維持管理業務を、別紙 5 に定める維持管理要求水準を遵守するように行うものとする。

- 1 別紙 2 に記載された範囲内における点検及び調整、消耗品の交換
- 2 その他の本件施設の維持管理

### 第 16 条 更新等の必要性に関する報告

本件施設において、設備の更新または補修の必要が生じた場合、受注者は、発注者に対し、補

修または更新が必要である設備の現況及びその理由を速やかに書面により報告するものとする。

## 第 17 条 回復措置請求

- 1 発注者は、第 19 条第 2 項に規定する施設機能の評価の結果、第 15 条に規定された維持管理がなされていないと発注者が判断した場合、違反内容を明示した上で、受注者に対して改善計画書の提出を命じることができる。受注者は、改善計画書の提出を命じられてから 10 日以内に改善計画書を発注者に提出し、発注者の確認を受けるものとする。受注者は確認を受けた改善計画書に従い本件業務を行うものとする。
- 2 発注者は、前項の期限内に受注者が改善計画書を提出しない場合（改善計画書により、指摘された違反内容を是正することができないと認められる場合を含む）、または、改善計画書どおりに本件業務が行われていない場合、求める措置の内容とその理由を記載した書面により、受注者に施設機能の回復に必要な措置を受注者の負担により行うことを請求することができる（以下「回復措置請求」という。）。
- 3 受注者は、回復措置請求の全部または一部に不服がある場合、発注者に対し、前項の書面の交付を受けた後 7 日以内に不服の内容を記載した書面を提出することにより、回復措置請求の全部または一部の撤回を求めるものとする。
- 4 発注者は、前項の書面を受領した後 7 日以内に、受注者に対して、回復措置請求を撤回するか否かを書面により通知するものとする。
- 5 前項により撤回をしない旨の通知がなされた場合、受注者及び発注者はそれぞれの主張の根拠となる資料を前項の通知の日から 25 日以内に相手方に対して提出するものとする。
- 6 前項によっても意見が一致しない場合、発注者及び受注者は、専門家による仲裁を請求することができる。仲裁人は、発注者及び受注者と利害関係を有せず、かつ本件業務について十分な知識を有する者の中から、発注者及び受注者が 1 名ずつ選任し、選任された仲裁人が協議によりさらに 1 名を選任する。仲裁は、3 名の仲裁人による多数決により行うものとする。仲裁に要する費用は自らが選任した仲裁人については各自が負担するものとし、仲裁人により選任された仲裁人については、その主張が認められなかった当事者が負担するものとする。
- 7 前項による仲裁の結果は、両当事者を拘束するものとする。
- 8 発注者は、公共の利益のためにやむを得ない事情があると考えられる場合、本条第 3 項から第 5 項に規定された手続きがなされ、または、本条第 6 項による仲裁がなされている期間においても、回復措置請求を遵守するよう受注者に命じることができる。ただし、本条第 3 項から第 5 項に規定する手続きにより回復措置請求が不適切であったことが判明した場合、または、本条第 6 項による仲裁により回復措置請求が不適切であったと判断された場合、発注者はこれによって受注者に生じた損害を賠償するものとする。

## 第 5 章 環境計測、業務報告等

## 第 18 条 本件施設の環境計測

受注者は、放流水が別紙 4 の放流水質基準、別紙 11 及び別紙 12 の各種の要件を満たしているかを確認するため、別紙 14 に示す計測を行う。計測の結果、別紙 4 の放流水質基準、別紙 11 及び別紙 12 の各種の要件のいずれかを満たしていない場合、受注者は別紙 9 の措置を行うものとする。

## 第 19 条 発注者による放流水の監視、立入検査

- 1 発注者は、随時、自らの費用で、自らまたは本項に基づく検査の適切な実施のために必要な技術力等を有すると認めた機関に委託することにより、水質検査その他環境計測を行うことができるものとし、受注者はこれに協力するものとする。ただし、発注者は受注者の業務に支障が生じないよう努めなければならないものとする。
- 2 発注者は、随時自らまたは本項に基づく検査の適切な実施のために必要な技術力等を有すると認めた機関に委託することにより、通常の営業時間内において、施設の機能について検査を行うことができるものとし、受注者はこれに協力する義務を負う。ただし、発注者は受注者の業務に支障が生じないよう努めなければならないものとする。
- 3 発注者または発注者から委託を受けた機関は、前項の施設機能の検査または受注者の業務遂行状況について監視を行うために、通常の営業時間内において、受注者に通知をした上で施設へ立ち入ること、また、適宜受注者に説明を求めることができるものとし、受注者は、これに協力するものとする。

## 第 20 条 業務の報告

- 1 受注者は、本件施設の点検及び第 18 条に規定する環境計測の結果について記録し、別紙 15 に従い日誌を作成する。受注者は、発注者から請求があった場合、速やかに日誌を発注者に提出するものとする。
- 2 受注者は、月報及び年報を作成し、発注者に提出する。月報及び年報に記載すべき事項は別紙 15 によるものとし、様式は受注者の提案により発注者が承認するものとする。
- 3 発注者は、日誌、月報及び年報の内容について受注者に説明を求め、また必要な範囲で受注者が本件業務に関し所持しているその他の資料の提出を求めることができる。
- 4 受注者は、作成した日誌を契約期間終了後発注者に提出するものとする。

## 第 6 章 発注者の義務

### 第 21 条 委託費等の支払

- 1 発注者は、前条第 2 項の月報を受領したときは、受領した日から 10 日以内に月報の内容を確認し、受注者にその結果を通知する。
- 2 受注者は、前項の通知を受けたときは、速やかに、当該月の委託費の支払いを請求するも

のとする。ただし3月分については当該年度の流入水量や放流水質契約基準等の達成状況等をもとに、別紙17に基づき計算された委託費の支払いを請求するものとする。

- 3 委託費は固定費及び変動費から構成される。ただし、受注者が本契約に違反した場合、別紙17に基づきこれらを減額することができるものとする。
- 4 発注者は、前項の規定による適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に委託費を受注者に支払うものとする。

## 第22条 物価の変動に基づく委託費の額の変更

- 1 予期することのできない特別の事情により、契約期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、委託金額が著しく不相当となったときは、発注者または受注者は、委託金額の変更を請求することができる。
- 2 前項の場合において、委託金額の変更については、別紙18に従い見直しを行うこととし、発注者、受注者協議して定める。

## 第7章 損害賠償

### 第23条 損害賠償

- 1 受注者の責に帰すべき事由により、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、受注者は発注者に対して、以下の事由により生じた損害を賠償する責任を負うものとする。
  - (1) 第9条第3項に定める場合（準用される場合も含む）
  - (2) 第15条に違反したことにより発注者に損害が生じた場合
  - (3) 前各号のほか受注者の本契約の規定への違反その他受注者の責に帰すべき事由により、発注者に損害が生じた場合
- 2 発注者の責に帰すべき事由により、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、発注者は受注者に対して、以下の事由により生じた損害を賠償する責任を負うものとする。
  - (1) 第8条第2項に定める場合
  - (2) 発注者の本契約の規定への違反その他発注者の責に帰すべき事由により、受注者に損害が生じた場合
- 3 受注者の責に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、受注者は当該第三者に対してその損害を賠償する義務を負う。受注者の責に帰すべき事由により発注者が第三者に対して損害賠償義務を負う場合、発注者は受注者に対して求償権を行使することができる。
- 4 発注者の責に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、発注者は当該第三者に対してその損害を賠償する義務を負う。発注者の責に帰すべき事由により受注者が第三者に対して損害賠償義務を負う場合、受注者は発注者に対して求償権を行使することができる。
- 5 受注者は、別紙19の保険に加入するものとする。
- 6 本契約は、第三者に対して別紙4の放流水質基準による放流を保証するものではない。

## 第 24 条 責任範囲

受注者及び発注者の責任範囲については別紙 3 に従うものとする。

## 第 25 条 責任限度

受注者が発注者に支払うべき違約金及び損害賠償金は、当該年度の契約金額の 100 分の 10 を上限とする。ただし、受注者の故意または過失により損害が生じた場合の費用については責任限度を設けない。

## 第 8 章 契約終了

### 第 26 条 期間満了による終了

- 1 期間満了により終了した場合、受注者は、新たに施設を運転する者に対し、本件施設が維持管理要求水準を満たしている状態で本件業務を引き継ぎ、また引継事項を交付する義務を負う。
- 2 発注者は、随時自らまたは受注者立会いのもと、施設機能の評価を行う。施設機能の評価の結果、第 15 条に規定された維持管理がなされていないと発注者が判断した場合、発注者は、受注者に対し、これらの条件を満たすために必要な措置を受注者の負担において行うことを請求することができる。ただし、発注者は、施設機能の評価を実施した日から 10 日以内に請求するものとする。
- 3 前項の評価後契約終了時まで、本件施設について維持管理要求水準違反が生じた場合、発注者は、これにより発注者に生じた損害及び費用を受注者に請求することができる。ただし、発注者は、契約終了後 10 日以内に、違反の内容を受注者に対して通知するものとする。
- 4 本条第 2 項による請求がなされた場合、第 17 条第 3 項から第 7 項の規定を準用する。

### 第 27 条 発注者による契約解除

- 1 受注者について、以下のいずれかに該当する事由が発生した場合、発注者は、受注者に対する通知により直ちに契約を解除することができる。
  - (1) 第 9 条第 3 項に該当する場合（ただし、別紙 9 で定められた解除の条件を満たす場合に限る）。
  - (2) 第 17 条に基づく回復措置請求に正当な理由なく従わない場合。ただし、受注者による不服の申立てにより同条第 3 項から第 5 項に規定する手続きがなされている期間及び同条第 6 項による仲裁がなされている期間においては、同条 8 項による請求がなされた場合を除き、回復措置請求に従わないことを理由に解除することはできない。
  - (3) 第 29 条に違反した場合。
  - (4) 前各号のほか受注者が本契約の規定に違反し、発注者が是正を催告したにもかかわらず、催告した日から 10 日以内に違反が是正されなかった場合。

- (5) 破産の申し立てをした場合、または、第三者により破産の申し立てがなされ、破産宣告がなされた場合。
  - (6) 民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始、特別清算開始若しくはその他法的倒産手続きの開始の申立をした場合、または、第三者によりこれらの手続きの開始の申立を受けこれらの手続きが開始された場合。
  - (7) 小切手または手形の不渡があった場合（ただし、2号不渡を除く）。
  - (8) 本項第5号から第7号に準ずる信用状況の悪化が認められる場合または本契約等に基づく業務が困難であると合理的に認められる場合。
- 2 前項各号の事由の発生により、発注者により契約が解除された場合、受注者は発注者に対し、違約金を支払う。違約金の額は、当該年度の契約額の100分の10とする。
  - 3 第1項の規定にかかわらず、発注者は1ヶ月前までに通知をすることにより、いつでも本契約を終了させることができる。ただし、この場合において受注者に損害を与えたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。賠償すべき損害額は双方協議して定めるものとする。
  - 4 第26条第1項の規定は本条の規定により契約が終了する場合に準用する。また、本条の規定により契約が終了する場合、施設機能の評価を行う。施設機能の評価の結果、本件施設が維持管理要求水準を満たしていないと発注者が判断した場合、発注者は、受注者に対し、これらの条件を満たすために必要な措置を受注者の負担において行うことを受注者に対して請求することができる。
  - 5 前項による請求がなされた場合、第17条第3項から第7項の規定を準用するものとする。

## 第28条 受注者による契約解除

- 1 以下に該当する場合、受注者は、発注者に対する通知により直ちに契約を解除することができる。
  - (1) 発注者が、委託費の支払いを1ヶ月以上遅延した場合。
  - (2) 受注者の責に帰さない事由により、本件業務の遂行が不可能となった場合。
- 2 前項により契約が解除された場合、受注者は、発注者に対して、これにより生じた損害（ただし、逸失利益は含まない。）を請求することができる。
- 3 前条第4項及び第5項の規定は本条の規定により契約が終了する場合に準用する。

## 第9章 その他

### 第29条 表明及び保証

- 1 受注者は、発注者に対し、本契約締結日現在において、次の各号に掲げる事実を表明し、保証する。
  - (1) 受注者による本件業務の遂行が受注者に適用される一切の法令に違反しないこと。
  - (2) 第27条第1項第5号から8号に規定する事由が生じていないこと。

- (3) 公租公課を滞納していないこと。
  - (4) 本件業務の遂行に重大な悪影響を及ぼすおそれのある裁判手続または行政手続が、裁判所または公的機関（国、地方公共団体及び自主規制団体を含む。）において提起または開始されておらず、また、受注者の知る限りにおいて、そのおそれが生じていないこと。
  - (5) 本契約に関し、受注者が発注者に対して提供した情報がその重要な点においてすべて正確であること。
- 2 発注者は、受注者に対し、本契約締結日現在において、次の各号の事実を表明し、保証する。
    - (1) 発注者が受注者に交付した書面が、重要な点においてすべて正確であること。
    - (2) 議会の議決のほか本契約の締結に必要な手続きをすべて完了していること。
  - 3 前2項に規定された事項に変更が生じた場合、相手方に対して直ちに通知するものとする。

### 第 30 条 発注者による委託内容の変更

- 1 発注者は、法令の変更、技術の革新その他の理由により委託の内容の変更を希望する場合、受注者に対して、変更を希望する日（本条において「変更日」という。）の3ヶ月前までに変更案（委託費部分を含まない。本条において「変更案」という。）を提出するものとする。なお、発注者は、事前に変更案について受注者の意見を聞くよう努めなければならない。
- 2 受注者は、前項の変更案を受領した場合、変更案を受領してから2ヶ月以内に、発注者に対し、変更案に対応する委託費に関する見積りを提出するものとする。
- 3 発注者は、受注者に対し、前項の見積りを受領してから1ヶ月以内に前項の見積りを承諾するか否かを通知しなければならない。承諾する旨の通知がなされた場合、変更日をもって本契約は変更案及び見積りに従って変更されるものとする。
- 4 発注者が見積りを承認しない旨受注者に対して通知した場合、発注者及び受注者の協議により変更案及び委託費を定めるものとする。本項の協議が前項の通知を受け取った後1ヶ月以内に成立しない場合（なお、この期間については両者の合意の上変更することができる）、発注者は変更案の撤回または契約の終了のいずれかを受注者に対して通知するものとする。発注者が契約の終了を通知した場合、変更日の前日に本契約は終了するものとする。本項により契約が終了した場合、第26条及び第27条第3項ただし書を準用する。
- 5 第1項の期間は、公益上やむを得ない事由がある場合、短縮することができる。この場合、受注者は変更案の受領後可能な限り速やかに第2項の見積りを提出しなければならない。

### 第 31 条 不可抗力

- 1 暴風、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、争乱、暴動、その他通常予想を超えた自然的若しくは人為的な事象であって、発注者及び受注者の責に帰すことができない事由（流入水質及び流入水量が、流入基準から著しく逸脱している場合を含む）により、本件施設の運営が著しく困難となった場合または本件施設に損傷を及ぼす可能性が生じた場合、受注者は、発注者の指示に従い対応するものとし、また、施設への被害、業務への影響を軽減するために合

理的な努力を行う義務を負うものとする。これにより発生する費用は、発注者の負担とする。ただし、受注者の故意または過失によって要した費用が増加した場合は受注者の負担とする。

- 2 暴風、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、争乱、暴動、その他通常予想を超えた自然的若しくは人為的な事象であって、発注者及び受注者の責に帰すことができない事由（流入水質及び流入水量が、流入基準から著しく逸脱している場合を含む）により本件施設が損傷した場合、発注者の費用と責任において修繕を行うものとする。ただし、受注者の故意または過失によって、本件施設の損傷が拡大した場合または防止することが可能であった損傷が生じた場合、これによる本件施設の修繕費用の増加分については受注者の負担とする。
- 3 前項に規定する本件施設の損傷により、本件業務を行うことができなかった期間の委託費については、固定費相当分を支払うものとする。
- 4 本件施設の損傷により委託内容を変更する必要がある場合、発注者は、必要である範囲内において、委託内容を変更することができる。また、本件施設の損傷により本契約の継続が著しく困難である場合、発注者は直ちに本契約を解除することができるものとする。
- 5 前項の委託内容の変更または本契約の解除により生じた費用については、発注者の負担とする。

## 第 32 条 経費の負担

受注者が業務履行上、負担する経費は、別紙 16 に定めるものとする。

## 第 33 条 契約の変更

第 30 条及び第 31 条に定める他、本契約は両当事者の書面による合意によらなければ変更することができない。

## 第 34 条 契約上の地位の譲渡等

受注者は、発注者の書面による承認を得た場合を除き、本契約に基づく権利もしくは義務または契約上の地位を譲渡し、また、本契約に基づく権利について質権その他の担保権を設定することはできない。

## 第 35 条 再委託

- 1 受注者は、本件業務の全部を一括して、第三者に請け負わせてはならない。
- 2 受注者は、事前に発注者の書面による承認を得て、本件業務の一部を請け負わせることができる。発注者は合理的理由がない限り、承認を拒絶してはならない。

## 第 36 条 秘密保持

- 1 発注者及び受注者は、以下の場合及び本契約において別段の定めがある場合を除き、本契約の内容及び本契約の履行に伴い入手した相手方に関する情報（事業実施計画を含む）を、第三

者に対して開示しないものとする。

- (1) 本契約締結時に公知である情報、または情報を受領した当事者の責に帰すべき事由によらずに本契約締結後に公知となった情報を開示する場合。
- (2) 第三者から適法に入手した情報を開示する場合。ただし、第三者からの情報の入手について守秘義務が課せられていない場合に限る。
- (3) 契約締結時に、守秘義務を負うことなく適法に所持していた情報を開示する場合。ただし、本契約締結に関連して相手方に開示された情報を除く。
- (4) 法令・条例により開示が義務付けられる場合において、法令・条例上必要である範囲内において開示する場合。
- (5) 発注者または受注者の弁護士、公認会計士または税理士に対して、必要である範囲内において開示する場合。
- (6) 相手方が書面により承諾した場合。
- (7) 本契約が第 27 条により解除された場合において、解除後に本件施設に関する業務を承継する者に対して事業実施計画を開示する場合。

2 前項の義務は本契約終了後も存続するものとする。

### 第 37 条 準拠法及び管轄裁判所

- 1 本契約は日本国の法令に従って解釈されるものとする。
- 2 発注者及び受注者は、本契約に関する一切の紛争については、発注者の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

### 第 38 条 雑則

- 1 受注者は、本件業務の実施に当たり、別紙 20 に示す関連法令等を遵守する。
- 2 本契約の履行に関して、発注者と受注者の間で用いる計量単位は、本契約等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるところによるものとする。
- 3 期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。
- 4 本契約の履行に関して用いる時刻は日本標準時とする。
- 5 本契約に定めのない事項または本契約の解釈に関し当事者間に疑義が生じた事項については、両当事者は誠実に協議を行い、その対応を決定するものとする。

## 別紙 1 対象施設

## 1 対象施設の概要

## (1) 千歳市浄化センター

ア 所在地	千歳市清流 1 丁目 1 番 7 号
イ 敷地面積及び地盤高さ	45,400 m <sup>2</sup> 、+10.10 m
ウ 使用開始年月日	昭和 51 年 5 月 1 日
エ 下水排除方式	分流式（一部合流式）
オ 処理方式	標準活性汚泥法
カ 処理能力	77,300 m <sup>3</sup> /日（R8～R9）、84,900 m <sup>3</sup> /日（R10～R12）
キ 放流先の概要	石狩川水系（1 級河川）千歳川下流 A、イ
ク 施設の規模	
（ア）沈砂池	2 池
（イ）汚水ポンプ	5 台（揚水能力 122 m <sup>3</sup> /分）
（ウ）水処理施設	
a 第 1 系列（～R9：18,900 m <sup>3</sup> /日、R10～：26,500 m <sup>3</sup> /日）	昭和 51 年 5 月供用開始
b 第 2 系列（18,900 m <sup>3</sup> /日）	昭和 62 年 4 月供用開始
c 第 3 系列（18,700 m <sup>3</sup> /日）	平成 8 年 3 月供用開始
d 第 4 系列（20,800 m <sup>3</sup> /日）	平成 16 年 8 月供用開始（No.1, 2） 令和 8 年 4 月供用開始（No.3, 4）
（エ）消毒施設	次亜塩素酸ソーダ
（オ）処理水再利用施設	砂ろ過設備 2 台（上向流式 1,240 m <sup>3</sup> /日）
（カ）雨水滞水池・場内ポンプ場	
a 雨水滞水池貯留容量	7,000 m <sup>3</sup>
b 滞水池送水ポンプ	2 台（計 10 m <sup>3</sup> /分）
c 汚水ポンプ	4 台（計 96 m <sup>3</sup> /分）

## (2) 千歳市スラッジセンター

ア 所在地	千歳市美々 758 番地 140
イ 敷地面積及び地盤高さ	19,830 m <sup>2</sup> 、+20.40 m
ウ 供用開始年月日	平成 15 年 4 月 1 日
エ 汚泥最終処分方式	委託による再資源化（肥料）
オ 処理方式	濃縮→脱水
カ 供給汚泥（混合生汚泥）	含水率 99%
キ 施設の規模	
（ア）濃縮設備	遠心式濃縮機：50 m <sup>3</sup> /時～1 台、20 m <sup>3</sup> /時～1 台 ろ過式濃縮機：50 m <sup>3</sup> /時～1 台
（イ）脱水設備	遠心式脱水機：10 m <sup>3</sup> /時～2 台
（ウ）処理水再利用施設	砂ろ過設備 2 台（上向流式 1,240 m <sup>3</sup> /日）

- (3) 汚泥圧送設備
- ア 所在地・区間
- (ア) 圧送元 千歳市清流 1 丁目 (千歳市浄化センター)
- (イ) 圧送先 千歳市美々 758 番地 140 (千歳市スラッジセンター)
- イ 圧送管規模
- (ア) 延長  $l = 9,670 \text{ m} \times 2 \text{ 条}$
- (イ) 管径  $\phi 250\text{mm}$
- (4) 汚水圧送設備
- ア 所在地・区間
- (ア) 圧送元 千歳市美々 758 番地 225 (美々汚水中継ポンプ場)
- (イ) 圧送先 千歳市清流 1 丁目 (千歳市浄化センター着水棟)
- イ 圧送管規模
- (ア) 延長  $l = 9,289 \text{ m}$
- (イ) 管径  $\phi 600\text{mm}$
- (5) 東雲汚水中継ポンプ場
- ア 所在地 千歳市東雲町 5 丁目 46 番地
- イ 敷地面積及び地盤高さ  $1,350 \text{ m}^2$ 、 $+13.00 \text{ m}$
- ウ 供用開始年月日 昭和 53 年 3 月
- エ 施設の規模
- (ア) スクリューポンプ 揚程  $4.7 \text{ m}$ 、吐出量  $17 \text{ m}^3/\text{分} \sim 3 \text{ 台}$
- (イ) ディーゼルエンジン原動機  $1,500 \text{ rpm}$
- (6) 支笏湖畔汚水中継ポンプ場
- ア 所在地 千歳市支笏湖温泉番外地
- イ 敷地面積及び地盤高さ  $4,537 \text{ m}^2$ 、 $+252.10 \text{ m}$
- ウ 供用開始年月日 平成 29 年 4 月
- エ 施設の規模
- (ア) 汚水移送ポンプ 揚程  $24 \text{ m}$ 、吐出量  $1.1 \text{ m}^3/\text{分} \sim 2 \text{ 台}$
- (イ) 汚水ポンプ 揚程  $8 \text{ m}$ 、吐出量  $1.1 \text{ m}^3/\text{分} \sim 2 \text{ 台}$
- (ウ) スクリーンユニット 1 台
- (7) 美々汚水中継ポンプ場
- ア 所在地 千歳市美々 758-225
- イ 敷地面積及び地盤高さ  $3,103 \text{ m}^2$ 、 $+22.20 \text{ m}$
- ウ 供用開始年月日 令和 8 年 10 月 (予定)
- エ 施設の規模
- (ア) 縦軸渦巻斜流ポンプ 揚程  $44 \text{ m}$ 、吐出量  $8.0 \text{ m}^3/\text{分}$ 、出力  $110\text{kw} \sim 4 \text{ 台}$
- オ 想定日平均流入量  $R8 : 6,700 \text{ m}^3$ 、 $R9 : 14,500 \text{ m}^3$ 、 $R10 : 22,200 \text{ m}^3$   
 $R11 : 18,700 \text{ m}^3$ 、 $R12 : 21,100 \text{ m}^3$

(8) 豊里汚水中継ポンプ場（廃止済）

ア 所在地	千歳市豊里1丁目4番
イ 敷地面積及び地盤高さ	1,620 m <sup>2</sup> 、+10.40 m
ウ 供用開始年月日	昭和59年4月
エ 廃止年月日	平成24年3月

(9) 汚水中継ポンプ所

ア 桂木汚水中継ポンプ所

(ア) 所在地	千歳市桂木2丁目7番
(イ) 供用開始年月日	昭和57年11月
(ウ) 設備の規模	水中ポンプ（吸込み径100mm）揚程8m、吐出量1.33 m <sup>3</sup> /分～2台

イ 自由ヶ丘汚水中継ポンプ所

(ア) 所在地	千歳市北信濃782番地
(イ) 供用開始年月日	昭和63年11月
(ウ) 設備の規模	水中ポンプ（吸込み径125mm）揚程8m、吐出量3.45 m <sup>3</sup> /分～2台

ウ 泉沢汚水中継ポンプ所

(ア) 所在地	千歳市泉沢1007番地の11
(イ) 供用開始年月日	昭和62年2月
(ウ) 設備の規模	水中ポンプ（吸込み径150mm）揚程19.7m、吐出量4.90 m <sup>3</sup> /分～2台

エ 上長都第1汚水中継ポンプ所

(ア) 所在地	千歳市上長都958の1番地
(イ) 供用開始年月日	昭和63年7月
(ウ) 設備の規模	水中ポンプ（吸込み径125mm）揚程10m、吐出量2.10 m <sup>3</sup> /分～2台

オ 梅ヶ丘汚水中継ポンプ所

(ア) 所在地	千歳市梅ヶ丘2丁目8番
(イ) 供用開始年月日	昭和63年8月
(ウ) 設備の規模	水中ポンプ（吸込み径80mm）揚程8m、吐出量2.00 m <sup>3</sup> /分～2台

カ 長都駅前汚水中継ポンプ所

(ア) 所在地	千歳市北信濃232番地の2
(イ) 供用開始年月日	昭和63年7月
(ウ) 設備の規模	水中ポンプ（吸込み径125mm）揚程14m、吐出量1.70 m <sup>3</sup> /分～2台

キ 蘭越汚水中継ポンプ所

(ア) 所在地	千歳市蘭越1丁目4番
(イ) 供用開始年月日	平成元年11月
(ウ) 設備の規模	水中ポンプ（吸込み径100mm）揚程10m、吐出量0.61 m <sup>3</sup> /分～2台

ク 本町汚水中継ポンプ所

(ア) 所在地	千歳市本町3丁目19-1
(イ) 供用開始年月日	平成2年11月

- (ウ) 設備の規模 水中ポンプ (吸込み径 80 mm) 揚程 10 m、吐出量 9.50 m<sup>3</sup>/分～2 台
- ケ 清流第 1 汚水中継ポンプ所
- (ア) 所在地 千歳市清流 2 丁目 16 番地 1 号
- (イ) 供用開始年月日 平成 6 年 2 月
- (ウ) 設備の規模 水中ポンプ (吸込み径 125 mm) 揚程 9.5 m、吐出量 1.75 m<sup>3</sup>/分～2 台
- コ 美々第 3 汚水中継ポンプ所
- (ア) 所在地 千歳市美々 758 番地 66
- (イ) 供用開始年月日 平成 9 年 12 月
- (ウ) 設備の規模 水中ポンプ (吸込み径 100 mm) 揚程 7.5 m、吐出量 0.50 m<sup>3</sup>/分～2 台
- サ 美々第 4 汚水中継ポンプ所
- (ア) 所在地 千歳市美々 758 番地 91
- (イ) 供用開始年月日 平成 9 年 12 月
- (ウ) 設備の規模 水中ポンプ (吸込み径 100 mm) 揚程 7.5 m、吐出量 0.80 m<sup>3</sup>/分～2 台
- シ 祝梅汚水中継ポンプ所
- (ア) 所在地 千歳市祝梅 502 番地 2
- (イ) 供用開始年月日 平成 11 年 12 月
- (ウ) 設備の規模 水中ポンプ (吸込み径 125 mm) 揚程 9 m、吐出量 2.90 m<sup>3</sup>/分～2 台
- ス あずさ汚水中継ポンプ所
- (ア) 所在地 千歳市あずさ 5 丁目
- (イ) 供用開始年月日 平成 12 年 11 月
- (ウ) 設備の規模 水中ポンプ (吸込み径 100 mm) 揚程 5.3 m、吐出量 0.18 m<sup>3</sup>/分～2 台
- セ 上長都第 3 汚水中継ポンプ所
- (ア) 所在地 千歳市上長都 1118 番地 5
- (イ) 供用開始年月日 平成 12 年 10 月
- (ウ) 設備の規模 水中ポンプ (吸込み径 80 mm) 揚程 19 m、吐出量 0.84 m<sup>3</sup>/分～2 台
- ソ 上長都第 2 汚水中継ポンプ所
- (ア) 所在地 千歳市上長都 1117 番地 12
- (イ) 供用開始年月日 平成 13 年 10 月
- (ウ) 設備の規模 水中ポンプ (吸込み径 80 mm) 揚程 13 m、吐出量 0.84 m<sup>3</sup>/分～2 台
- タ みどり台汚水中継ポンプ所
- (ア) 所在地 千歳市上長都 928 番地 1
- (イ) 供用開始年月日 平成 14 年 2 月
- (ウ) 設備の規模 水中ポンプ (吸込み径 150 mm) 揚程 15 m、吐出量 1.812 m<sup>3</sup>/分～2 台
- チ 蘭越第 2 汚水中継ポンプ所
- (ア) 所在地 千歳市蘭越 10 番地 67
- (イ) 供用開始年月日 平成 15 年 3 月
- (ウ) 設備の規模 水中ポンプ (吸込み径 80 mm) 揚程 9 m、吐出量 0.30 m<sup>3</sup>/分～2 台

ツ 蘭越第3汚水中継ポンプ所

- (ア) 所在地 千歳市蘭越 89 番地 8
- (イ) 供用開始年月日 平成 17 年 9 月
- (ウ) 設備の規模 水中ポンプ (吸込み径 80 mm) 揚程 9 m、吐出量 0.30 m<sup>3</sup>/分～2 台

テ 平和汚水中継ポンプ所

- (ア) 所在地 千歳市平和地区
- (イ) 供用開始年月日 令和元年 5 月
- (ウ) 設備の規模 水中ポンプ (吸込み径 100 mm) 揚程 35.4 m、吐出量 0.70 m<sup>3</sup>/分～2 台

2 処理の実績

(1) 汚水処理量 (令和 6 年度) ※流入水量と一致

施設名	総流入量 (m <sup>3</sup> /年)	日平均 (m <sup>3</sup> /日)	晴天日平均 (m <sup>3</sup> /日)	雨天日平均 (m <sup>3</sup> /日)
浄化センター	19,296,178	52,866	49,285	55,309
支笏湖畔汚水中継ポンプ場	187,757	514	510	517
東雲汚水中継ポンプ場	2,292,911	6,282	5,667	6,701

(2) 日平均の汚泥処理量 (令和 6 年度)

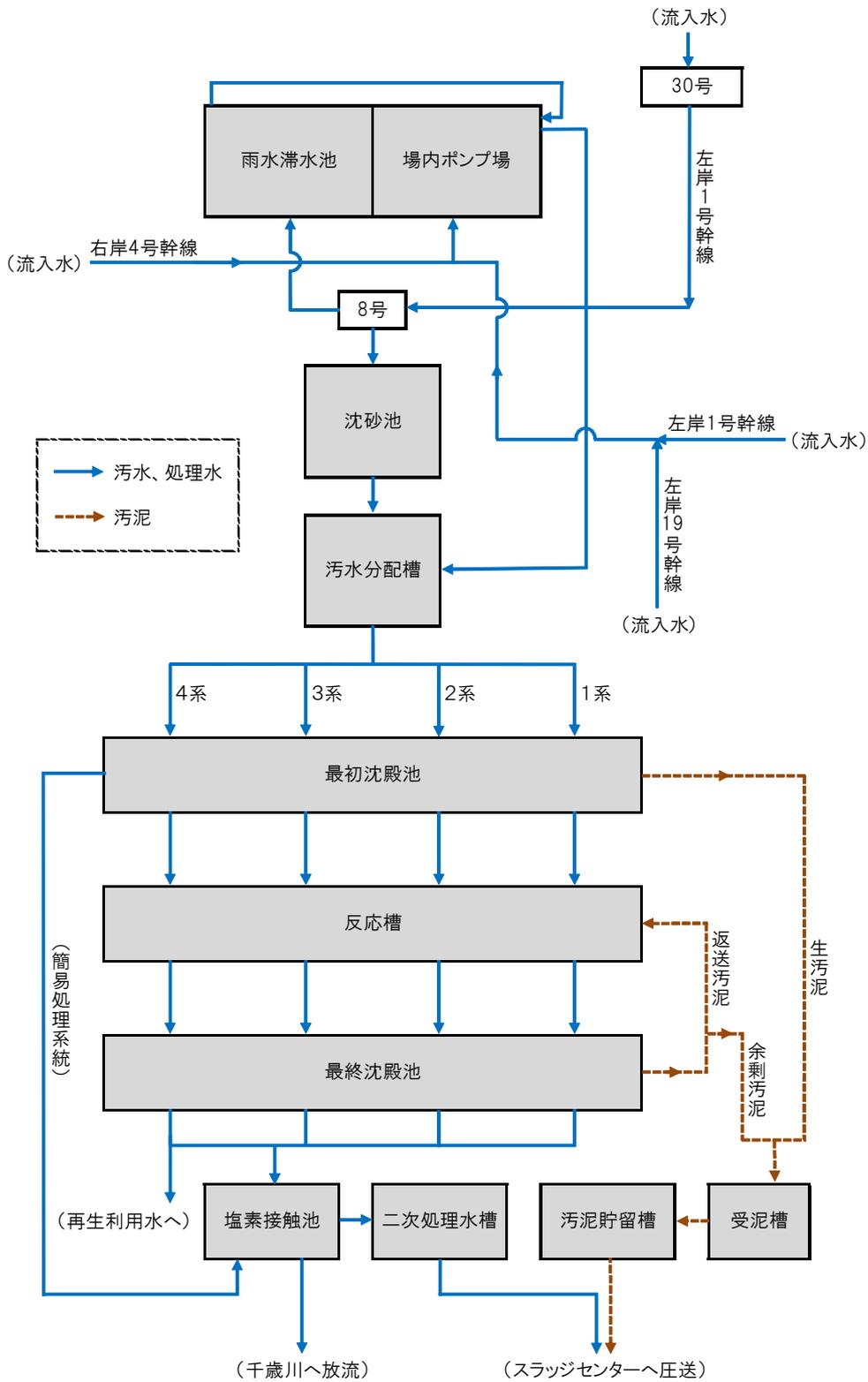
施設名	汚泥圧送量 (m <sup>3</sup> /日)	濃縮汚泥量 (m <sup>3</sup> /日)
スラッジセンター	1,138	220

3 燃料貯蔵量

施設の名称	タンク容量 (ℓ)	備蓄量 (ℓ)	備考
浄化センター	20,000	6,000	地下タンク
滞水池・ポンプ場	7,000	1,400	地下タンク
スラッジセンター	40,000	10,000	地下タンク
支笏浄湖苑	5,000	1,000	地下タンク
東雲ポンプ場	490	250	地上式小型タンク
美々ポンプ場	10,000	2,000	地下タンク

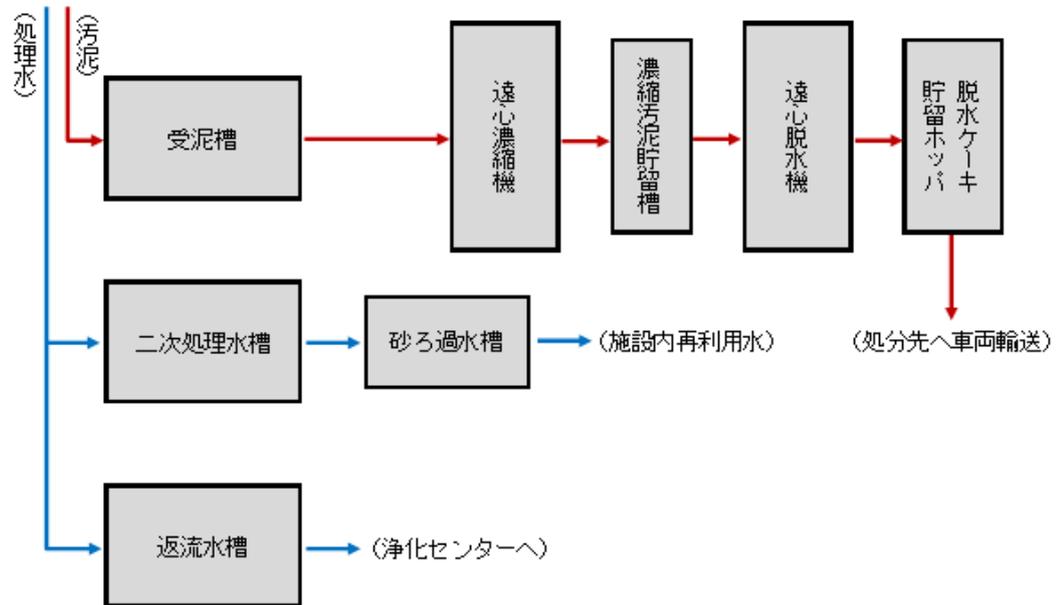
4 処理フロー

(1) 千歳市浄化センター



(2) 千歳市スラッジセンター

(浄化センターより)



## 別紙2 業務範囲

受注者の行う業務範囲は、以下のとおりとする。

- 1 運転管理業務
  - (1) 中央監視及び操作
  - (2) 各種機器の現場運転操作
  - (3) 水質試験
- 2 保守点検業務
  - (1) 各設備の日常・定期点検
  - (2) 別紙1に示す施設・設備の軽微な補修及び1件100万円以下の修繕
- 3 施設維持管理業務
  - (1) 管理敷地内の建物内外の清掃・整備
  - (2) 緑地管理
  - (3) 施設警備・防犯管理
  - (4) 各槽の清掃及びそれに伴う産廃処分
- 4 ユーティリティ調達・管理業務
  - (1) 電力・水道・通信等の管理調達
  - (2) 薬品類・油脂類・消耗品類の管理調達
  - (3) その他本業務履行に必要なもの
- 5 業務報告等
  - (1) 業務着手届
  - (2) 業務実施計画
  - (3) 業務実施報告
  - (4) 発注者が必要とする資料
- 6 その他
  - (1) 施設見学者の対応
  - (2) 環境への取組
  - (3) エネルギー管理業務
  - (4) 危機管理の対応
  - (5) その他本業務履行に必要な業務

別紙3 責任範囲

リスク分担表

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			発注者	受注者
共通	契約締結リスク	発注者の責めにより契約を結べない、または契約手続きに時間を要する場合	○	
		受注者の責めにより契約を結べない、または契約手続きに時間を要する場合		○
		本委託契約に関する議決が得られない場合	○	
	法令等の変更リスク	本委託に直接関係する法令等の変更	○	
		本委託のみではなく、広く一般的に適用される法令等の変更		○
	第三者賠償リスク	受注者の行う業務に起因する事故、受注者の業務の不備に起因する事故などにより第三者に与えた損害		○
		受注者の委託範囲において、運営段階における浸水・騒音・振動・悪臭等による場合		○
		上記以外のもの	○	
	住民問題リスク	本委託業務を行政サービスとして実施することに関する住民反対運動、訴訟	○	
		受注者の業務実施に伴い生じる住民反対運動、訴訟		○
	環境保全リスク	受注者が行う業務に起因する環境問題(周辺水域の悪化、騒音、振動、異臭等)		○
		上記以外のもの	○	
委託業務中止・延期に関するリスク	発注者の指示、議会の不承認によるもの	○		
	発注者の債務不履行によるもの	○		
	受注者の業務放棄、破綻によるもの		○	
物価・金利変動リスク	委託期間のインフレ・デフレ	○		
不可抗力リスク	天災・暴動等による委託業務の変更・中止・延期	○		
運転・維持管理	計画変更リスク	委託業務内容・用途の変更に関するもの	○	
	下水の水量変動リスク	水量の変動に伴う変動費の増減	○	○
	下水の水質、汚泥含水率変動リスク	流入水による場合、または、やむを得ない場合による経費の増加	○	
		上記以外の経費の増加		○
	突発修繕費の増大リスク	受注者の責めによる補修費の増大		○
		上記以外によるもの	○	
	施設損傷リスク	施設の劣化に対して、受注者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因する場合		○
		発注者の責めにより施設が損傷した場合	○	
上記以外のもの		○	○	

## 別紙4 放流水質基準

## 1 浄化センター

基準項目	法定基準値	契約基準値
pH	5.8以上8.6以下	6.0以上8.0以下
BOD	15 mg/ℓ 以下	15 mg/ℓ 以下
BOD (降雨時の簡易処理の場合)	40 mg/ℓ 以下	40 mg/ℓ 以下
SS	40 mg/ℓ 以下	20 mg/ℓ 以下
大腸菌数 (日平均)	800CFU/ml 以下	400CFU/ml 以下

## 別紙5 維持管理要求水準

- 1 契約期間終了時、全ての施設が通常の施設運営を行うことができる機能を有し、著しい損傷がない状態となるよう、関係法令等を遵守した点検、調整、消耗品の交換等を行うこと。
- 2 建築物や外構、植栽等の保守管理や清掃については、現状と比べて美観を損なわない程度で行うこと。

**別紙6 事業実施計画等の提出**

1 事業実施計画書は、日本工業規格A版により作成し、原則としてA4版とする。

事業実施計画書とは、「維持管理実施基本計画書（5ヶ年度分）」及び「維持管理事業計画書（単年度分）」である。合わせて「業務継続計画（BCP）」を作成すること。

事業実施計画書を構成する各諸事項の作成要領は、次のとおりとする。

(1) 実施方針

下水道施設の重要性に鑑み、その目的を達成するための委託業務における管理思想、業務毎の基本方針及びその概要等について、委託業務に対する姿勢が把握できるよう記載すること。

(2) 人員体制

業務を履行する上で必要な組織及び体制について、「総括責任者」のもとで、「業務範囲」に示すそれぞれの業務について、業務の分担体制、責任者の配置に関する体制、従事者体制、緊急時体制等を具体的に定め、記載すること。

(3) 安全管理計画、緊急時等への対応

事故、災害等を未然に防止し、安全に本業務を履行するための安全衛生管理に係る作業基準、安全衛生に関する計画及び組織体制について、基準、要領、計画等を具体的に定め、記載すること。

また、人身事故、電気事故、火災事故、埋設物事故等が発生した場合の対応に関する計画についても記載すること。

(4) 運転監視計画

流入水を適正に処理するために、施設等の特徴を踏まえた運転計画、監視項目、管理指標、巡回内容、巡回頻度及び状況に応じた対応方法等を具体的に定め、記載すること。

(5) 保守点検・整備計画

電気・機械設備機器等が有している機能を適正に発揮させるため、施設等の特徴を踏まえた点検・整備内容、点検周期及び点検・整備記録方法等を具体的に定め、記載すること。

(6) 水質管理計画

施設等が適正に機能しているかを判断するために、必要な水質及び汚泥等の試験について、施設等の特徴を踏まえた試験項目、サンプリング方法、試験頻度等を具体的に定め、記載すること。

(7) 施設管理計画

施設の適正な管理を行うために必要な実施内容、回数及び実施要領等を具体的に定め、記載すること。

(8) エネルギー管理計画

省エネルギー法の趣旨に基づき、施設等の特徴を踏まえた運転管理方針等を具体的に定め、記載すること。

(9) 環境への配慮に関する計画

環境への負荷の低減、循環型社会への貢献、環境へのリスクの管理、及び地球温暖化の抑制などに関する方針等を具体的に定め、記載すること。

(10) 修繕業務への対応

施設の特徴を踏まえ、突発的な故障の抑制、故障発生時の対応方法、修繕費用の低減及び設備機器別の予防保全と事後保全等について、具体的に記載すること。

(11) 物品調達管理計画

物品の安定的な調達管理を行うために必要な調達方法、管理方法を具体的に記載すること。

(12) 提出する各書類等の様式に関する計画

本業務の履行に伴い、作成する全ての書類について、その書類名、記載する項目及び内容、様式、作成時の留意点、提出時期等を具体的に記載すること。

(13) その他業務計画

その他必要な事項について、具体的に実施要領等を記載すること。

(14) 受注者が提案する事項

施設の改造等は原則として認めないが、業務の効率性や安全性向上のための軽微な改変や追加等は、発注者が要請した場合に原状回復が可能であること、及び設置、撤去等これらに要する費用が受注者の負担であることを条件として、文書により提案されたものに限って認める。

2 業務着手届等

(1) 業務着手届（契約締結後直ちに提出する。）

(2) 総括責任者届及び従業員名簿（契約締結後 10 日以内。変更のあった場合は変更後 10 日以内に提出する。）

3 事業実施計画書

運営開始日の 20 日前までに提出する。ただし、次年度以降の維持管理事業計画書は当該年度履行開始 10 日前までとする。

4 業務月間計画書

受注者は、当該月にかかる業務月間計画書として、次の各号に掲げる月間計画を前月の 25 日までに様式及び電子データで提出すること。

(1) 運転監視業務月間計画

(2) 保守点検業務月間計画

(3) 水質管理業務月間計画

(4) 施設管理業務月間計画

(5) 物品調達管理業務月間計画

(6) エネルギー管理業務月間計画

(7) その他当該月において実施を予定する業務に関する月間計画

5 その他必要なもの

## 別紙7 有資格者に関する条件

受注者は、対象とする業務の実施にあたって必要な有資格者を配置しなければならない。

- 1 下水道法第22条第2項の有資格者  
(下水道法施行令第15条の3の各号に掲げる有資格者)
- 2 乙種第4類危険物取扱者
- 3 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
- 4 2級ボイラー技士又はボイラー取扱技能講習修了者
- 5 床上操作式クレーン運転技能講習修了者
- 6 クレーン運転教育特別修了者
- 7 玉掛技能講習修了者
- 8 小型移動式クレーン特別教育修了者
- 9 第1種電気工事士
- 10 安全衛生推進者
- 11 エネルギー管理員
- 12 その他業務履行に必要な資格

## 別紙8 流入基準

## 1 流入水量基準

項 目	令和8年度～令和9年度	令和10年度～令和12年度
日最大流入水量 (m <sup>3</sup> /日)	77,300	84,900

## 2 流入水質基準

項 目	令和8年度 ～ 令和12年度
水素イオン濃度 (pH)	5.8～8.6
生物化学的酸素要求量 BOD (mg/ℓ)	290
化学的酸素要求量 COD (mg/ℓ)	120
浮遊物質 量 SS (mg/ℓ)	220
全窒素 (mg/ℓ)	40
全リン (mg/ℓ)	6
下水道法施行令第9条の4第1項各号に掲げる物質	物質ごとに定める数値以下

## 3 年間予測流入水量

項 目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
年間予測流入水量 (m <sup>3</sup> /年度)	21,700,000	24,600,000	27,400,000	26,100,000	27,000,000

なお、委託費の積算に用いる流入水量もこのとおりである。

## 別紙9 放流水が放流水質基準を満足しない場合の対応

流入水が別紙8の流入基準を満足しているにも関わらず、放流水が別紙4の放流水質基準を満足できない場合は、契約条件書第9条に基づき、次の手順に従って対応する。ただし、契約条件書第31条（不可抗力）による場合及び発注者が発注した工事、修理等の影響で施設の処理能力が低下した場合（これらを「やむを得ない事態」とする。）はこの限りではない。

### 1 放流水質法定基準を満足しない場合

#### (1) 未達状況の確認及び報告

受注者は、計測により放流水質が放流水質法定基準を満足していないことを把握した場合は、速やかに発注者に報告する。

受注者は、放流水質基準が未達成となる期間を把握するために、法定基準の未達成が最初に確認されたときから、達成したことが確認できるまでは、1日1回以上、基準項目について水質測定を行い、放流水質を確認すること。

放流水質の確認は、下水定期試験及び発注者が必要に応じて実施する水質試験の結果による。

#### (2) 改善計画書の提出

ア 受注者は改善計画書を提出し、発注者の指導・監督に従い、要求水準未達の原因究明や改善措置を行う。

イ 原因究明、改善計画書の作成及び実施に係る費用は、受注者が負担する。

ウ 受注者は、自らの負担で行う計測において、改善措置の効果を確認し、改善状況を発注者に報告する。

#### (3) 委託費の減額

契約条件書第21条（委託費等の支払）に基づき、委託費を減額する。

### 2 放流水質契約基準を満足しない場合

#### (1) 未達状況の確認及び報告

受注者は、計測により放流水質が放流水質契約基準を満足していないことを把握した場合は、速やかに発注者に報告する。

受注者は、放流水質基準が未達成となる期間を把握するために、契約基準の未達成が最初に確認されたときから、達成したことが確認できるまでは、継続的に基準項目について水質測定を行い、放流水質を確認すること。

放流水質の確認は、下水定期試験及び発注者が必要に応じて実施する水質試験の結果による。

#### (2) 原因の究明等

ア 受注者は原因究明や改善措置を行う。

イ 原因究明等に係る費用は、受注者が負担する。

ウ 受注者は、自らの負担で行う計測において、改善措置の効果を確認し、改善状況を発注者に報告する。

(3) 委託費の減額

流入水が原因である場合及び「やむを得ない事態」による場合を除き、契約条件書第 21 条（委託費等の支払）に基づき、委託費を減額する。

3 契約の解除、違約金

改善計画書が期限内に提出されない場合及び改善計画書どおりに業務が行われない場合、発注者は本契約を解除することができる。この場合、受注者は、契約条件書第 9 条第 3 項に基づき、定められた違約金を支払う。

[参考] 場合別対応表（放流水質基準関係）

流入基準	放流基準	受注者責任	根拠条項等
水量○水質× (対応可能)	→ ×	→ 第 9 条	→ 契約条件書第 10 条第 1 項
水量○水質× (対応不可)	→ ×	→ 責任なし	→ 契約条件書第 10 条第 2 項
水量×水質○ (対応可能)	→ ×	→ 責任なし	→ 契約条件書第 11 条第 2 項
水量×水質○ (対応不可)	→ ×	→ 責任なし	→ 契約条件書第 11 条第 2 項
水量×水質× (対応可能)	→ ×	→ 責任なし	→ 契約条件書第 11 条第 2 項
水量×水質× (対応不可)	→ ×	→ 責任なし	→ 契約条件書第 11 条第 2 項
○	→ ×	→ 第 9 条	→ 契約条件書 別紙 9
○	→ ×	→ 第 9 条	→ 契約条件書 別紙 9

**別紙 10 流入基準未達の場合の対応方法**

- 1 大量の油、大量の強酸性又は強アルカリ性の薬品、大量の夾雑物など、対応可能な悪質流入水が判明した場合は、受注者はこれらの物質がエアレーションタンクへ流入しないよう必要な措置をとるものとする。また、速やかに発注者に報告するものとする。
- 2 対応可能な雨天時には、受注者は気象情報を随時確認し、ポンプ井水位等の監視をするものとする。また、流入水量が急激に増加した場合であっても、汚水ポンプ等で対応できる場合は、適切な運転により処理を行うものとする。  
なお、この措置で対応できない大雨の場合、不可抗力とする。
- 3 流入水が別紙 8 を満足しない場合において、放流水質が別紙 4 を満たさない場合においては、受注者は責任を負わず、これを理由に委託費の減額はされないものとする。  
ただし、受注者に故意又は過失がある場合はこの限りではない。

## 別紙 11 汚泥に関する基準

## 1 汚泥性状基準

## 汚泥性状基準（スラッジセンター）

項目	性能基準
脱水汚泥含水率（%）	75 ～ 85

## 2 汚泥性状基準を満足しない場合の対応

汚泥が汚泥性状基準を満足できない場合は、次の手順に従って対応する。

ただし、契約条件書第 31 条（不可抗力）による場合及び発注者が発注した工事、修理等の影響で施設の処理能力が低下した場合はこの限りではない。

## (1) 未達状況の確認及び報告

## ア 未達状況の確認及び報告

受注者は、計測により汚泥性状基準を満足していないことを把握した場合は、速やかに発注者に報告する。

## (2) 原因の究明等

ア 受注者は原因究明や改善措置を行う。

イ 原因究明等に係る費用は、受注者が負担する。

ウ 受注者は、自らの負担で行う計測において、改善措置の効果を確認し、改善状況を発注者に報告する。

## (3) 委託費の減額

契約条件書第 21 条(委託費等の支払)に基づき、委託費を減額する。

**別紙 12 運転に関する条件**

施設の運転に関し、満たすべき悪臭の基準は次のとおりとする。

項 目	基準値 (ppm)
アンモニア	1
メチルメルカプタン	0.002
硫化水素	0.02
硫化メチル	0.01
二硫化メチル	0.009

また、その他法令、協定、取り決め等、施設の運転に関し、遵守しなければならない事項はすべて運転に関する条件となる。

## 別紙 13 引継事項

- 1 受注者は、履行期間を通じて引継事項を記載した文章を作成すること。
- 2 引継文章は、次の内容を含む施設固有の運転管理、点検上の留意点を次の受注者が把握できる内容とする。
  - (1) 総合運転を行ったときの機能の発揮状況
  - (2) 設備・機械の振動、異音等の状況
  - (3) 計装設備の調節状況
  - (4) 運転管理マニュアル
  - (5) 運転上の特別な操作
  - (6) 施設機能報告書
  - (7) その他留意事項

別紙 14 本件施設の環境計測

受注者は日常的な運転管理のため、以下の環境計測を行うものとする。

1 浄化センター

水質試験項目									
番号	採水箇所 項目	流入 水	初沈 入口	初沈 出口	反応 槽	終沈 出口	放流 水	返送 汚泥	温泉水
1	水温	●				●	●		
2	外観	●	■	■		●	●		●
3	臭気	●	■	■		●	●		●
4	透視度	●	■	■		●	●		
5	pH	●	■	■		■	●		●
6	SS	■	■	■		■	■		
7	BOD	■	■	■		■	■		
8	ATU-BOD					■	■		
9	COD	■					■		
10	Nox-N					■	■		
11	残留塩素						●		
12	大腸菌群数	適時				適時	適時		
13	顕微鏡試験				適時				
14	ORP				●				
15	MLSS				●				
16	MLDO				●				
17	SV30				◎				
18	蒸発残留物	■					■	■	
19	強熱残留物	■					■	■	
20	強熱減量	■					■	■	

2 スラッジセンター

水質分析項目					
番号	箇所	混合汚泥	濃縮汚泥	脱水 ケーキ	分離液
	項目				
1	pH	■	■		
2	蒸発残留物	■	■	■	■
3	強熱残留物	■	■		
4	強熱減量	■	■		■
5	回収率				■
6	含水率	■	■	■	

3 その他

番号	箇所	放流水水質	水質計器 校正	浄化センター 敷地境界
	項目			
1	雨天時水質	適時		
2	校正		適時	
3	悪臭			適時

● : 毎日 (1日に1回以上行う点検項目)

■ : 月2回以上行う分析項目

◎ : 毎日 (1日に2回以上行う分析項目)

**別紙 15 業務日誌、月報及び年報の記載内容**

受注者は、業務の履行に当たり、運転監視、環境計測、保守点検、修繕等について記録の作成を行い、次の書類を定められた期間内に提出すること。

**1 業務日誌（日報）**

受注者は、次に掲げる日報（日誌）等について、発注者の求めに応じ、いつでも提出・閲覧ができるように保管しなければならない。

- (1) 運転監視に関する日報
- (2) 保守点検に関する日報
- (3) 水質管理に関する日報
- (4) その他必要なもの

**2 業務月間報告書（月報）**

受注者は、当該月にかかる業務月間報告書として、次の各号に掲げる月間報告を翌月の 10 日まで提出すること。提出は、様式及び電子データでの提出とする。

- (1) 運転監視業務月間計画の実績に関する報告
- (2) 保守点検業務月間計画の実績に関する報告
- (3) 水質管理業務月間計画の実績に関する報告
- (4) 施設管理業務月間計画の実績に関する報告
- (5) 物品調達管理業務月間計画の実績に関する報告
- (6) 修繕業務の実績に関する報告
- (7) エネルギー管理業務月間計画の実績に関する報告
- (8) 事業計画書の履行監視・評価報告書
- (9) その他当該月において実施した月間計画の実績に関する報告
- (10) その他必要なもの

**3 年度報告書等（年報）**

受注者は、当該年度終了に伴い、次の各号に掲げる書類を当該年度終了の翌月 20 日までに提出すること。提出は、電子データでの提出とする。

- (1) 発注者が必要とする年報用資料
- (2) 物品調達年間総括表
- (3) 修繕業務年間総括表
- (4) 施設管理状況報告書
- (5) 施設機能報告書
- (6) 事業計画書の履行監視・評価による業務改善等に関する報告書
- (7) その他必要なもの

## 別紙 16 経費の負担

受注者が負担すべき経費は、次のとおりとする。

- 1 電力 年間2億5千万円（消費税及び地方消費税を含む）を基準額として受注者負担とし、オプション契約を交わして、実績における基準額との増減分を精算する。
- 2 水道
- 3 通信 一般電話回線、テレメータ回線
- 4 薬品類 次亜塩素酸ソーダ(消毒用、脱臭設備用)  
苛性ソーダ(脱臭設備用)  
高分子凝集剤（汚泥脱水用）  
その他必要なもの
- 5 脱臭設備用活性炭
- 6 ピグ、固形塩素剤、脱臭設備用センサー
- 7 砂ろ過装置用ろ過砂（スラッジセンター分）
- 8 チャート紙、データロガー、その他各種報告書等の用紙類
- 9 油脂類
- 10 塗料類
- 11 ボイラー清缶剤等
- 12 機械・電気・計装設備用部品・消耗品
- 13 軽油、灯油、A重油（発電機用・暖房用・床暖房用・給湯用、除雪用など）
- 14 水質試験用の機器、消耗品及び薬品類
- 15 1件当たり100万円（消費税及び地方消費税を含む）以下の修繕費（総額で年間2,000万円（消費税及び地方消費税を含む）を限度とする）
- 16 樹木剪定（浄化センターの国道及び市道沿い樹木を2年に1回剪定する。令和9、11年度に実施する。）
- 17 その他本業務を行うために必要なすべての機器器具、計測機器、消耗品、工具類及び荒物雑貨類

## 別紙 17 委託費等の計算方法

### 1 委託費の考え方

(1) 発注者が受注者に支払う委託費は、以下の算式によって算定される。

$$(\text{委託費}) = (\text{固定費}) + (\text{変動費})$$

$$(\text{変動費}) = (\text{変動費原単位}) \times (\text{処理水量 (実績値)})$$

ここで固定費とは、本件施設における流入水量（実績値）の増減に関わらず変動しない費用をいい、変動費とは、本件施設における流入水量（実績値）の増減に応じて比例的に増減する費用をいう。

(2) 毎事業年度における変動費は、毎事業年度の流入水量の実績値に応じて算出する。

### 2 委託費の減額について

(1) 流入水が別紙 8 に示す流入基準を満たしている場合（未達であるが発注者と受注者が対応可能と合意した場合を含む）

ア 放流水質が別紙 4 に示す契約基準を満たしている場合、かつ別紙 11 に示す基準及び別紙 12 に示す基準の両方を満たしている場合、固定費及び変動費の全額を支払う。

イ 放流水質が別紙 4 に示す契約基準と法定基準の間にあり、かつ別紙 11 に示す基準及び別紙 12 に示す基準の両方を満たしている場合、固定費を減額する。

ウ 放流水が別紙 4 に示す法定基準又は別紙 11 に示す基準もしくは別紙 12 に示す基準のいずれかを満たしていない場合、固定費を減額する。

エ 減額幅は、以下に従って算出する。

(7) 検査回数の 10 % 以上契約基準に対する未達がある場合は、委託費のうち固定費を 5 % 減額する。

(4) 検査回数の 20 % 以上契約基準に対する未達がある場合、及び 1 回以上法定基準に対する未達がある場合は、委託費を 10 % 減額する。

(2) 流入水が別紙 8 に示す基準を超えているが特別な処理等に対応できる場合

(別紙 10 の「対応可能な降雨」に相当する場合)

ア 流入水が基準を超えている場合でも、発注者が支払う委託費は次のとおりとする。

$$(\text{委託費}) = (\text{固定費}) + (\text{変動費})$$

イ 「対応可能な降雨」に相当する場合、放流水質が別紙 4 に示す契約基準を満たさない場合でも委託費の減額を行わない。この時、放流水が別紙 4 に示す法定基準、または、別紙 11 に示す基準もしくは別紙 12 に示す基準を満たしていないことによる法令上の罰金等や第三者からの損害賠償は発注者が負担するものとする。

(3) (2) 以外に流入水が別紙 8 に示す基準を超えたとき

ア 放流水質が別紙 4 に示す法定基準を満たし、かつ別紙 11 に示す基準及び別紙 12 に示す基準の両方を満たしている場合は発注者が支払う委託費は次のとおりとする。

$$(\text{委託費}) = (\text{固定費}) + (\text{変動費}) + (\text{追加費用})$$

追加費用とは、流入基準を満たさない流入水を処理して放流水質法定基準を満たすた

めに要する費用をいう。

イ 放流水が別紙4に示す法定基準又は別紙11に示す基準もしくは別紙12に示す基準のいずれかを満たしていない場合でも、委託費の減額は行わない。この時、放流水が別紙4に示す法定基準又は、別紙11に示す基準もしくは別紙12に示す基準のいずれかを満たしていないことによる法令上の罰金等や第三者からの損害賠償は発注者が負担するものとする。

**別紙 18 物価変動等への対応**

- 1 委託費の積算における各単価は、5か年分すべて令和8年度単価を適用し積算を行うこととする。
- 2 物価変動について、以下のとおり対応する。
  - (1) 別途オプション契約を交わし、物価変動があった場合、発注者または受注者から請求があったときは、変動要素を勘案し精算を行うことができる。
  - (2) 精算に当たっては、単価ごとに年平均変動率の±3%の許容範囲を置くものとし、±3%を超えた分の積算額につき精算を行う。許容範囲については、令和8年度の単価や指数等を基準として測るものとする。
  - (3) 精算は、原則として各年度の3月分の支払い時期に行う。
  - (4) 変動率の算定に当たっては、以下に定める変動要素以外の項目については、原則として国内企業物価指数を基に行うものとする。

これにより難しい場合は、発注者及び受注者合意のもと、指定以外の基準値を採用することができることとする。
- ア 人件費

公共工事設計労務単価（北海道）の「電工」の単価変動率を適用する。
- イ 水道基本料金

千歳市の本件施設の運營業務に適用される水道基本料金の年変動率を適用する。
- ウ 水道従量料金

千歳市の本件施設の運營業務に適用される水道料金の従量部分の年変動率を適用する。
- エ 燃料費

経済産業省資材エネルギー庁が公表する石油製品価格調査の単価の年変動率を適用する。
- 3 流入水量の変動に伴う精算に関しては、年間予測流入水量の±2.5%の許容範囲をおくものとし、年度ごとに±2.5%を超えた分の積算額につき委託費の変更を行うことができるものとする。
- 4 電気料金については、別途オプション契約を交わし、変動要素に係わらず年間2億5千万円（消費税及び地方消費税を含む）から増減した金額に対して年度ごとに精算を行うこととする。
- 5 変動要素による精算や委託料の変更については、第2項及び第3項によらず、発注者及び受注者の合意のもと、他の方法により行うこともできることとする。

## 別紙 19 保険

受注者は自らの費用で以下の保険に加入するものとする。

- 1 受注者賠償責任保険
- 2 その他必要な保険

## 別紙 20 遵守すべき関連法令、条例等

受注者は業務実施にあたり、次の法令、条例等を遵守しなければならない。

- 1 下水道法
- 2 環境基本法
- 3 水質汚濁防止法
- 4 労働基準法
- 5 労働安全衛生法
- 6 職業安定法
- 7 労働者災害補償保険法
- 8 建築基準法
- 9 消防法
- 10 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）
- 11 悪臭防止法
- 12 大気汚染防止法
- 13 振動規制法
- 14 騒音規制法
- 15 電気事業法
- 16 資源の有効な利用の促進に関する法律
- 17 地球温暖化の対策の推進に関する法律
- 18 エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）
- 19 千歳市環境保全条例
- 20 その他関連法令等